

特定施設入居者生活介護
介護予防特定施設入居者生活介護
養護老人ホーム藤ホーム 重要事項説明書

2024年6月1日 改正

1 事業の目的と運営方針

要介護状態または要支援状態にある利用者に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護を提供することを目的とします。

要介護者等の意思及び人格を尊重し、特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画に基づき、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行います。

また、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。

2 事業者の内容

(1) 事業所の名称・所在地

事業所名	特定施設 養護老人ホーム藤ホーム
指定番号	0270102585 (特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)
所在地	青森県青森市大字駒込字蛭沢387-3
管理者の氏名	園長 渡邊 春夫
電話番号	017-741-3040
FAX	017-741-3169

(2) 職員の体制

- ① 管理者 1名（養護老人ホーム園長と兼務）
事業所の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行います。
- ② 生活相談員 1名以上（常勤）
利用者及び家族への生活相談、苦情への対応、処遇の企画や実施等を行います。
- ③ 計画作成担当者 1名以上（常勤/介護職員兼務）
利用者の状態等を踏まえて、特定施設サービス計画等の作成等を行います。
- ④ 介護職員 7名以上
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行ないます。
- ⑤ 看護職員 1名（常勤/機能訓練指導員と兼務）
利用者の保健衛生管理及び看護業務を行ないます。
- ⑥ 機能訓練指導員 1名（看護職員と兼務）
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は減退を防止するための訓練を行ないます。

- ⑦ その他職員（事務長、栄養士、調理員、業務員、事務員等の職員）

（3）設備の概要

定員

養護老人ホームの利用者の定員は55名とし、内、職員の算定基礎による常勤換算から特定施設の利用者を20名とします。

① **介護居室 28室（内一人部屋1室）**

利用者の居室を原則2人部屋（仕切り等を利用し個室）とし、ベッド・収納庫・ナースコール等を備品として備えます。

② **一時介護室：静養室**

一時的な介護を行うために適当な広さを確保します。

③ **食堂**

利用者の全員が使用できる十分な広さを備えた食堂を設け、利用者の全員が使用できるテーブル・いす・箸や食器類などの備品類を備えます。

④ **浴室**

浴室には利用者が使用しやすいよう一般浴槽を設けます。

⑤ **便所**

一人部屋を除き各居室前室に共用の便所を設けています。

⑥ **機能訓練室：多目的室**

利用者が機能訓練できる十分な広さを持つ多目的室を設け、目的に応じた機能訓練器具等を備えます。

3 サービスの内容

（1）基本サービス

① **入浴**

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスに基づき、入浴を週2回程度行います。（月曜日～金曜日の間）

利用者の状態によっては清拭対応とする場合があります。

② **排泄**

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスに基づき、排泄の自立を促すため、利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③ **機能訓練**

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスに基づき、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

④ **食事**

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスに基づき、食事介助等を実施します。

⑤ **その他**

特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービスに基づき、日常生活上の更衣、体位交換、シーツ交換、施設内での付き添い等を実施します。

(2) その他のサービス

① 理容・美容

理容の機会を施設内で設けております。

美容については、戸山団地の美容室まで送迎して対応します。

どちらも実費負担となります。ご希望の方はご相談ください。

② 所持品の管理

持ち込みできる荷物の量は、居室の収納スペースに収められる量となります。

居室内の安全性、非常時の利便性の維持・確保のため、荷物が多くなならないようにご協力をお願いします。

③ レクリエーション

年間を通して利用者が交流できる行事を行います。

任意で参加する行事の中には別途参加費がかかるものがあります。

④ ショッピング

月1回、送迎で近くのスーパーに出かけます。

週1回程度ヤクルトの出張販売があります。

料金は販売業者へ直接お支払いいただきます。

そのほか、スーパー等宅配の取り扱いについては、ご相談ください。

※冬期間や施設内での感染症流行時には変更となる場合があります。

4 利用料金

介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該特定施設入居者生活介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法による介護報酬の告示上の額とします。

(1) 保険が適用される基本料金 (2024年6月1日～)

1日あたりの料金		介護保険10割	自己負担1割	自己負担2割	自己負担3割
特定施設入居者生活介護 (1日につき)	要支援1 (183単位)	1,830円	183円	366円	549円
	要支援2 (313単位)	3,130円	313円	626円	939円
	要介護1 (542単位)	5,420円	542円	1,084円	1,626円
	要介護2 (609単位)	6,090円	609円	1,218円	1,827円
	要介護3 (679単位)	6,790円	679円	1,358円	2,037円
	要介護4 (744単位)	7,440円	744円	1,488円	2,232円
	要介護5 (813単位)	8,130円	813円	1,626円	2,439円

◆加算料金等

介護職員等処遇改善加算 (Ⅲ)	所定単位数にサービス加算率を乗じた単位数				
夜間看護体制加算 (Ⅱ)	1日につき (9単位)	90円	9円	18円	27円
サービス提供体制強化加算 (Ⅰ)	1日につき (22単位)	220円	22円	44円	66円
科学的介護推進体制加算	(40単位)	400円	40円	80円	120円

(2) その他の費用（保険対象外の費用で全額利用者の自己負担となるのも）

- ① 特別な介護費用
- ② そのほかの実費
 - ・おむつ代
 - ・理容・美容代
 - ・医療費、インフルエンザワクチン等の自己負担分
 - ・生活雑貨、消耗品等の代金
 - ・各種税金等
 - ・外部への病院受診時の交通費
 - ・その他、利用者の嗜好品の購入、行事への参加費など諸々費用は実費（販売業者へ直接お支払いください。）
 - ・行事などで事前に連絡がなくキャンセル料が発生した場合の代金

(3) 支払い方法

利用料は、当月請求分を毎月、翌月20日までに利用者名義の口座からお支払いいただきます。そのほか、請求書の到着後、20日までに藤ホームへご持参ください。

5 サービス利用に当たっての留意事項

(1) 居室移動について

利用者は、原則として入所時に指定された居室を使用するものとします。ただし、下記に該当し、適切な介護サービスの提供を受けることが困難で、利用者からの希望があった場合には、居室の移動を考慮・検討いたします。

- ① 日照、採光などの環境の違いから、より適切なサービス提供が可能となる合理的な理由があるとき。
- ② より適切なサービス提供をするうえで、現に利用している居室の設備等に著しい支障があるとき。
- ③ 日常生活上、他の利用者との関係において、適切なサービス提供に著しい支障があるとき。
- ④ その他、より適切なサービスを提供するうえで、利用している居室が利用者の日常生活上において著しい支障があるとき。

(2) 居室移動の手続き

事業所の管理者は、介護予防特定施設入居者生活介護又は特定施設入居者生活介護サービスの提供に著しい支障があると認める場合は、利用者の同意を得て居室を移動させる場合があります。

- ① 居室の移動を希望する利用者は、その理由を職員に申し出てください。施設の管理者は、申し出た内容を考慮・検討し、その適否を利用者に通知します。
- ② 利用者に居室を移動していただく場合は、利用者の同意を得ます。
- ③ 居室を移動する利用者は、移動する前に使用していた居室を入所前の状態に現状復帰していただきます。現状復帰に際し費用負担が発生する場合は、入居者の状況（故意・過失）を勘案し、事業所との協議に基づいて決定します。

(3) その他

- ①利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず職員に声をかけてください。
- ②事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ③職員に対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできませんのでご了承ください。

6 非常災害対策

非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災及び避難に関する計画を作成し、防災及び避難に関する計画に基づき、年2回以上利用者及び職員等の訓練を行います。

平常時の対応（必要品の備蓄など）、緊急時の対応、他事業所及び地域との連携に関する業務継続計画（BCP）を策定します。

7 感染症対策

事業所において、感染症又は食中毒の予防やまん延防止のために、次に掲げる措置を講じます。

- (1) 事業所における感染症又は食中毒の予防やまん延防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともに、その結果について全職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業所における感染症又は食中毒の予防やまん延防止のための指針を整備します。
- (3) 事業所において、全職員に対し、感染症及び食中毒の予防やまん延防止のための研修及び訓練を定期的に（年2回以上）実施する。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒の発生が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行います。
- (5) 平時からの備え（備蓄品の確保など）、初動対応、感染拡大防止体制の確立に関する業務継続計画（BCP）を策定します。

8 虐待の防止

事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとします。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止検討委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、全職員に周知徹底を行います。また、その責任者は管理者とします。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行います。
- (3) 全職員に対し、虐待防止のための研修を年2回以上実施します。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、市町村等関係者に報告を行い、事実確認のための協力をする。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会を開催し協議します。協議内容については、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めます。
- (5) 上記の措置を適切に実施するための責任者を置きます。

9 緊急時の対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。

◇緊急時の連絡先◇

なお、緊急の場合には、別紙「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

10 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

11 守秘義務に関する対策

事業者及び職員は、業務上知り得た利用者又はそのご家族の秘密を保守します。

また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、職員との雇用契約の内容としています。

12 利用者の尊厳

利用者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、職員教育を行います。

13 身体的拘束等の適正化

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。

ただし、緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14 苦情相談窓口

サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応します。

(1) 施設内対応

- ① 利用者相談・要望等解決処理受付担当
高橋隆志（事務長/生活相談員）・柴田節子（主任生活相談員）
- ② 要望等苦情解決責任者
渡邊春夫（園長）
- ③ 第三者委員
山崎まつ子（他施設職員経験者）・渡辺教子（職員経験者）
- ④ オンブズマン
セーフティネットあおもり

(2) 市町村の相談・苦情窓口

- ◇ 青森市介護保険課 電話 017-734-5257

(月～金 8:30～18:00)

◇ 青森県国民健康保険団体連合会 電話 017-723-1301

(月～金 9:00～16:00 ※12:00～13:00除く)

◇ 青森県運営適正化委員会 電話 017-731-3039

(月～金 9:00～17:00)

以上の窓口で相談できます。

15 協力医療機関等

下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

〈協力医療機関〉

- ・高内科小児科医院 青森市蛸沢3丁目12番15号
- ・青森新都市病院 青森市石江3丁目1番地

〈協力歯科医療機関〉

- ・東ミナトヤ歯科医院 青森市浜館見取15番1号

16 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご入所者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご入所者様に故意又は過失が認められた場合には、ご入所者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17 個人情報の利用目的について

藤ホームでは、利用者の尊厳を守り、個人情報保護方針の下、安全管理に配慮し、以下のとおり利用目的を特定いたします。必要な範囲を超え、利用者の同意を得ないで個人情報を取り扱うことはいたしません。

(1) 施設内での利用

- ① 法人内監査等で提出を求められる個人情報
- ② 介護サービスの利用者に係る管理運営業務（介護認定等の調査等含む）
 - ㊦ 入退所・利用者登録等の管理
 - ㊧ 当該利用者の代理で行われる処理、業務、金銭管理
 - ㊨ 会計、経理、事務
 - ㊩ 事故等の報告
 - ㊪ 利用者等に提供する介護・医療サービス（サービスの改善・向上等を含む）

(2) 関係機関等外部への利用

- ① 関係機関等へ提供する介護サービス等の情報共有
 - ㊦ 介護サービス事業者等との連携、情報共有（サービス担当者会議等含む）
 - ㊧ 施設サービス事業者等との連携、情報共有（サービス担当者会議等含む）
 - ㊨ 家族等への心身の状況説明及び問い合わせへの回答

- ② 医療機関及び保健所等との連携、情報共有
- ③ 県及び市町村等との連携、情報共有
- ④ 介護サービス介護保険の管理運営業務（事務手続き）
 - ㊦ 審査支払機関へのレセプトの提出
 - ㊧ 審査支払機関または保険者との連携、情報共有
- ⑤ 損害賠償保険等に関わる保険会社等との連携、情報共有
- ⑥ 物品等の購入に際しての事務手続き上の情報共有

(3) 上記以外の利用

- ① 当施設の管理運営業務
- ② 広報誌への記載等
- ③ 施設訪問、見学、ボランティア等への協力、情報提供
- ④ 介護サービス等の実習生との連携・情報共有
- ⑤ 活動記録や行事等の写真等の施設外での掲示や事例研究等

2024年 月 日

指定介護予防特定施設入居者生活介護又は指定特定施設入居者生活介護サービスの開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明し交付しました。

<事業者>

所在地 〒030-0953 青森市大字駒込字蛸沢387-3
事業所名 養護老人ホーム藤ホーム
指定番号 0270102585
(特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護)
管理者名 園長 渡邊 春夫 印
説明者 印

2024年 月 日

私は、契約書及び本書面により、事業者から指定介護予防特定施設入居者生活又は指定特定施設入居者生活介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

<利用者>

住所 〒 -
氏名 印

<利用者代理人>

住所 〒 -
氏名 印(続柄)

◇緊急時の連絡先◇

なお、緊急の場合には、下記「緊急連絡先」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

<緊急連絡先>

住所 〒 -
氏名 (続柄)
TEL